



第56号

発行／水戸翔合同法律事務所

〒310-0062 水戸市大町3-1-24 はばたきビル

TEL.029-231-4555 (代表) FAX.029-232-0532

<http://www.habataki-lo.jp/>

立憲主義に違反する戦争法を廃止しよう！
老朽化した東海第二原発の再稼働は許さない！



第20回国際公募アート未来展 新人賞 「風の言霊I—先駆け」 酒井 美恵子さん (元所員・水戸市在住)



弁護士 佐藤 大志

今年の異常気象は、遅い雪と早い春に象徴されており、地球温暖化が強く実感される春になっています。冬の期間の年間降水量は例年並とのことですが、降雪量は例年の4割から5割程度であるらしく、世界的な雪不足が近い将来の冬の姿になるのではないかと憂えています。

昨年の安倍政権下での戦争法制の強行立法の蛮行とこれに反対する一般市民に広く支えられた民主勢力の闘いの盛り上がりは、これまでにない歴史的な運動であったと思います。しかし、現在進行しているアメリカ大統領候補者選考における共和党内の動きは、安倍政権への支持が維持される日本の現状や、難民問題を抱えるヨーロッパ各国の右傾化等とリンクして感じられます。

茨城県内の民主勢力とともに活動してきた我が事務所も、事務所の大黒柱である大名事務局長が定年退職をし、世代交替が求められています。

他方4月からは、日弁連副会長の職を離れて谷萩所長が通常業務に復帰し、健康を取り戻した安江弁護士ともども弁護士体制は再強化されますので、皆様からの期待や依頼にお応えできるよう努めたいと思います。

皆様の益々のご支援とご協力を改めてお願いする次第です。

弁護士 谷萩陽一 弁護士 五来則男

弁護士 安江 祐 弁護士 丸山 幸司

弁護士 佐藤 大志 弁護士 木南 貴幸

事務局一同

今こそ、憲法を守り抜こう！

弁護士 安江 祐

憲法違反の安保関連法

昨年9月19日、安倍内閣は安保関連法を成立させました。この一連の法律は、政府自らがこれまで憲法違反であるとしてきた集団的自衛権の行使を容認する内容であり、また、自衛隊がアメリカ軍などとともに世界中のどこにでも出かけていき「後方支援」という名の戦闘行為を行うことができるようにするものでした。多くの国民が反対の声を上げる中での強行採決でした。

法律が成立してしまったとしても、この法律が憲法違反であることは変わりません。日本国憲法は「立憲主義」の考え方に立っています。「個人の尊厳」を保障するため、

内閣も、国会の多数決によって、憲法に反することはできないという考え方で、近代政治の基本原則です。内閣による集団的自衛権をめぐる憲法解釈の変更や安保関連法の制定は、まさにこの立憲主義を踏みにじる暴挙だったのです。



第1回 茨城総がかり行動

国家に強大な権限を与える緊急事態条項

ところが、安倍首相は、憲法9条も含めた憲法改正に意欲を示していると報じられています。特に、ここに来て話題になっているのが、いわゆる「緊急事態条項」です。自民党の改憲案によれば、「緊急事態」とは「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」と定義されています。その場合には、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することが出来るとされており、内閣の判断で国民の基本的人権や様々な社会生活への制約が可能となるのです。

未曾有の大災害や、北朝鮮の核実験にミサイル発射、世界中で相次ぐテロ行為などを目の当たりにすると、そのような条項もないと困るのでは…と思う人も多いかもしれません。しかし、ここで考えなければならぬのは、「緊急事態」とはいえ、時の内閣に基本的人権を制約することを含めた強大な権限を与えてしまうことです。戦前の日本では、天皇が有していた「緊急勅令制定権」に基づ

第2回 茨城総がかり行動
1200人のデモ行進

ぼくらの未来はぼくらがまもる

—— 茨城のわかものの動き ——

事務局 花山 知宏
(『sauda@ibr』共同代表)

若者による安保法制反対運動がクローズアップされた昨年、茨城県内では7月に、当事務所の若手所員が中心となり、sauda@ibr (そうだあっといばらき) を結成しました。

8月に水戸駅南口で初イベント『THINK0806 / PEACE Act』を、国会採決された9月には音楽を流し千波湖畔を歩く『千波湖PEACE WALK』、水戸駅頭で3回の『SIT-IN (座込み)』を行い、プラカードを掲げたアピールやリレートークで戦争反対を訴えました。

法案可決後も活動を継続し、パリ同時多発テロのあった11月には水戸駅頭で『CANDLE STANDING』、12月には『CHRISTMAS PEACE WALK』、本年1月には成人式でのアピール宣伝、2月は『VALENTINE STANDING』を行いました。2月21日には全国一斉高校生デモに連動した『若者デモ大人デモ水戸デモ』を行いました。

社会人が多く、時間に制約がある中での活動ですが、結成以降の活動は報告しきれないほどに活発です。

11名で結成したグループは現在30名を超えました。『個性を大切に創意工夫し、自主性のある活動』をモットーに、今後も戦争反対運動はもちろん、憲法や平和を守る運動に幅をひろげ、アピール活動や学習会等を行っていきます。



2月21日に行なわれた「若者デモ 大人デモ 水戸デモ」

2000万署名のお願い

戦争法反対の声は県内でも高まり、「安保法制に反対する茨城県実行委員会」が結成され、従来の枠組みを超えた「茨城総がかり行動」が計6回取り組まれました。多いときは1200名を超える人が水戸駅北口を埋め尽くしました。

残念ながら戦争法案は可決されてしまいました。しかし私たちは決して諦めてはいません。4月には元首長らのよ

びかけて「茨城県市民連合」が発足する予定であり、新たな運動が広がっています。全国では、5月3日(憲法記念日)までに2000万人以上の請願署名を集める運動に取り組んでいます。当事務所でも、1人でも多くの声を国会に届けたいと思います。急なお願いではありませんが、同封の署名を4月21日(木・必着)までにご返送下さいますようお願いいたします。

旧動燃差別是正 訴訟報告

弁護士 五来 則男

旧動力炉・核燃料開発事業団(略称「旧動燃」、現在「独立行政法人日本原子力研究開発機構(略称「原研」)に改組)に長年勤務して差別を受けてきた4名が、その差別是正を求めて2015年7月に水戸地裁に提訴しました。原研は、原子力規制委員会から高速増殖炉もんじゅの管理運営主体として疑問が出されるほど問題がある組織です。旧動燃・原研は、原告らが原子力開発の進め方について、労働組合活動を通じて安全確保等の要求を掲げて問題提起をしてきたことに対して、原子力研究開発への抵抗ないし反対勢力とみなし、人事や処遇上で様々な不利益扱いを行ってきました。例えば、原告の1人は茨城県出身であるのに岡山県の人形峠事業所へ定年までの29年間ずっとそこで勤務させられました。他の職員に影響を与えないようにし、同時に他の職員への見せしめとして隔離させられてきたのです。

これまで原告らはその是正を求めて原研と交渉を重ねてきたのですが、原研からは誠意ある回答がなされないために提訴に至ったものです。この裁判には多くの企業内の思想・処遇差別事件で闘ってきた経験豊かな東京の弁護士も弁護団に加わっています。東日本大震災及び福島第一原発事故から5年が経過し、原子力政策はいつの間にか元に戻り原子力ムラも復活しています。この裁判では、いかに旧動燃・原研が非人道的な行為をしてきたかを明らかにして差別是正を行わせると同時に、モノ言えぬ職場・原子力ムラが原子力行政を歪め、原発事故の遠因となったことを明らかにしたいと考えています。皆様のご支援を宜しくお願い致します。

原発訴訟 ふるさとを守ろう 弁護士 丸山 幸司

原発事故の被害の放置を許さない！ 南相馬集団提訴・山木屋ADR集団申立て

2016年1月時点での福島県の避難者数は約10万人(「福島復興ステーション」より)、年間20mSvという被ばく線量下に帰還するよう強いられ、その一方で住宅補助などは打ち切られようとしており、原発事故の被災者は、困難に直面しています。

私と木南弁護士は、福島原発事故被害弁護団の一員として、2015年9月の南相馬市の住民47世帯181人が原告となつての集団提訴、2015年12月と2016年2月福島県の山木屋地区住民36世帯45人のADR(裁判外紛争解決手続)申立てに尽力しました。

「原発を引き受けたら最後、すべてを引き受けなければならなくなることを思い知らされている」、「私の子どもは当時4歳でしたが、9歳のいまも、目に見えぬ恐怖にお



稼働停止の仮処分命令が出された高浜原発4号機
(撮影者 入江 昶史さん)

びえて過ごしています。食べ物や水は本当に大丈夫ですか」、「子供たちの将来を...楽しみにしていた将来を返して下さい。」こうした原告らの声を受け止め、完全賠償を実現することで「フクシマ」を繰り返さない確かな社会的合意を作っていきたいと思います。

再稼働など論外！ 東海第二原発差止訴訟

先の東海村議選で原発推進派の議員が増加し、東海第二原発再稼働へ向けて動きを早めています。そうした中、水戸地裁民事2部(河田泰常裁判長)に係属している東海第二原発差止訴訟は、運動上も今後ますます重要な位置を占めていくことになりそうです。

原子力規制庁の審査は遅々として進まな

いこともあり、裁判でも地震・津波といった中心争点の審理の行方が見通せない状況ですが、原告らは専門的な議論についての裁判官への理解を助けるべく努力を続けています。同時に、福島第一原発事故の被害を現地で検証すべく申立ても準備しています。

日本のすべての原発再稼働反対の世論を高める運動に、どうぞご協力ください。

年金引下げは憲法違反！ 年金受給者が提訴

弁護士 五来 則男

老後の頼りは年金です。しかし、日本の年金水準はもともと低いものだったところへ長引くデフレにより年金額は減額させられ、2015年にはさらに一層の引き下げが行われました。このような引き下げを黙っているのは、現在の年金受給者ばかりではなく、現役世代・若年層にとっても安心して老後の生活設計が描けなくなってしまう。そのため2015年6月、あるべき公的年金制度の確立を求めて国に対して71名の原告が水戸地裁に提訴しました。



水戸地方裁判所に向かう原告団

Habataki Topics はばたきトピックス

高エネルギー加速器研究機構裁判 不当判決

弁護士 木南 貴幸

2012年に国家公務員の給与と退職手当を減額する法律が成立しましたが、同法が適用されない全国の国立大学法人等でも、同法に沿って就業規則を変更し、教職員の給与と退職手当を減額するという事態が相次ぎました。茨城県でも、高エネルギー加速器研究機構が就業規則を変更し、給与と退職手当の減額を行ったことから、機構の教職員である原告らが、労働協約違反、労働契約法違反により変更後の就業規則が無効だとして、減額分の給与と退職手当の支払いを求めて提訴したのが本件です。

昨年7月17日に水戸地裁土浦支部において原告敗訴の不当判決が出されましたので、控訴審では、深谷信夫茨城大学名誉教授の意見書等を基に原判決の多数の誤りを指摘しており、逆転勝訴を期するところです。

霞ヶ浦導水差止め裁判 控訴審での逆転を目指して

弁護士 丸山 幸司

不当判決に負けず控訴した8つの漁協は、固い団結を維持しながら控訴審へ。事業目的の破綻と漁業被害がより明確になる展開ですので、傍聴に是非お越しください。第2回期日は4月19日(火) 14時～ 東京高等裁判所812号法廷。

土浦日大高校 砂岡さんの解雇を許すな！

弁護士 谷 萩 陽一

土浦日大高校の事務職員で同校の組合の委員長である砂岡孝治さんが、昨年7月に懲戒解雇されました。2010年に解雇され、2012年4月に職場に復帰して以来、二度目の解雇です。茨城私教連が支援して裁判でたたかっています。

東海産廃焼却施設 建設差止訴訟が結審！

事務局長 大名 章文

東海村の民家の隣に計画されている産廃焼却場の建設差止を求める裁判が昨年12月に結審し、今年9月30日に判決が言渡されます。県の許可処分の取消を求めた行政訴訟は残念ながら敗訴が確定しました(最高裁2/18決定)が、住民の命と健康が損なわれることは許されません。最後までご支援をお願いします。

